

## 声明

### 重要土地利用規制法の成立に抗議する

2021年6月16日

東京農工大学職員組合中央執行委員会

第204回通常国会にて審議されていた「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（以下、重要土地利用規制法）が6月16日未明、参院本会議で可決、成立した。東京農工大学職員組合中央執行委員会は、職員・学生・留学生の基本的人権と、大学の自治を侵害する恐れがあるとの理由から本法の成立に抗議する。

重要土地利用規制は、自衛隊・米軍基地・海上保安庁の施設の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的とし、これら施設を「重要施設」と定め、その周囲約1kmを「注視区域」、そのうち特に重要なものを「特別注視区域」として内閣総理大臣が指定する。注視区域や特別注視区域と指定された区域内では、土地・建物の利用状況が調査され、土地等の利用者その他関係者が調査の対象となり、個人情報の範囲は政令で定められる。また、土地利用者等に対しては、土地利用について報告または資料の提出を求めることができるとされている。

東京農工大学府中キャンパスは航空自衛隊府中基地の1km圏内にある。府中基地には航空支援集団司令部と宇宙作戦隊があることから、東京農工大学も含めた地域が特別注視区域となる可能性がある。すなわち、府中キャンパスと、それに隣接する職員宿舎・学生寮・国際交流会館およびこれらの居住者（職員・学生・留学生）が調査の対象となるおそれがある。また、府中基地周辺に居住する本学の職員・学生・留学生も対象となるおそれがある。

これにより生じうる懸念の1つは、職員・学生・留学生の基本的人権の侵害である。個人情報の対象は政令で定めるとされ、政府の意思により際限なく追加される可能性がある。また、調査項目や規制・処罰の対象を決定するのは政府であり、国会や第三者機関による関与がなく、その範囲が際限なく拡大される恐れがある。特に、本法が特定国による本邦への“脅威”なるものへの対応を考慮したものであることに鑑みれば、政府が潜在的脅威と見なす特定国に出自を持つ留學生が特に監視の対象とされる懸念を払拭し得ない。また、政府が外国人など特定の属性の人たちを「潜在的な脅威」とみなすことで外国人への偏見を助長することになり、本学学生の中に留學生に対する偏見が生じる可能性も懸念される。

2つ目の懸念は、大学自治の侵害である。重要土地利用規制法の成立により、本学に対しては学生・留學生に関する情報提供が求められたり、キャンパス内への自衛隊等の関係者が立ち入ったりすることが懸念される。この懸念は杞憂ではない。2010年10月に警視庁公安部が作成した疑いのある文書がインターネット上で暴露された。その情報の中には本学のイスラム圏からの留學生の情報も含まれていた。公安部は情報を収集するにあたり、大学からの情報提供を求めていることが国会における野党の追及で明らかとなっている。留學生たちがあずかり知らぬところで、法的根拠もなく個人情報が外部に提供されたのであるから、プライバシーの著しい侵害であり、本学の信用に関わる重大な事件であった。重要土地利用規制法の成立により、このような事態が今後、法的正当性をもって行われることとなる。

以上の理由により、東京農工大学職員組合中央執行委員会は重要土地規制法の成立に抗議するとともに、本学構成員の基本的人権と大学の自治を守る決意をあらためて表明するものである。